

平成24年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成24年12月21日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1
- 議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について
  - 議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について
  - 議案第53号 高浜市税条例の一部改正について
  - 議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
  - 議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
  - 議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
  - 議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について
  - 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
  - 議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
  - 議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
  - 議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
  - 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願
  - 陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情
  - 陳情第12号 社会保障の施策拡充についての陳情
  - 陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情

陳情第15号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情

陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情

陳情第17号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

陳情第18号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

日程第2 議案第67号 高浜市議会会議規則の一部改正について

日程第3 議案第68号 高浜市議会委員会条例の一部改正について

日程第4 意見案第8号 自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書

日程第5 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩		
副	市	長	杉浦幸七	
教	育	長	岸上善徳	
企	画	部	長	加藤元久
人事	グループ	リーダー	野口恒夫	
地域	政策	グループ	リーダー	岡島正明
経営	戦略	グループ	リーダー	山本時雄

総務部長	大竹利彰
行政グループリーダー	内田 徹
財務グループリーダー	竹内正夫
情報グループリーダー	時津祐介
市民総合窓口センター長	新美龍二
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	森野 隆
福祉部長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田 彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城
文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鵜殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主 査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の運営に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

---

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（北川広人） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦敏和議員。

8番、杉浦敏和議員。

〔総務建設委員長 杉浦敏和 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦敏和） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月13日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案11件と陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について、第3条第1項第4号の「行政が特に必要と認めるもの」とはどのような想定をしているのか、また、第6条の「行政は、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行わなければならない」とは、どの程度まで意見を取り入れることが求められているのかとの問いに、第3条第1項第4号の関係では、第1号から第3号までに掲げているのは、市の政策全般にかかわるようなものや市の施策の方向性を決めるようなもの、あるいは多くの市民の方に直接影響があるような重要なものを規定しています。第4号の解釈では、第1号から第3号に準ずるような重要性の高いものが相当します。第4号の趣旨としては、第1号から第3号に準ずるような個々の事業を1つずつ条例の中に規定していくのは難しい、また必ずしもこれらに限定されないことから、第4号の規定を置き、個々に具体的な事業が生じたときに個別に判断していくことになるかと考えています。第6条の関係で「考慮し」という趣旨は、提出された意見の内容をよく考えて適切に検討しなければならないという趣旨です。しかし、必ずしも提出された意見を反映しなければならないという義務までを課しているものではありません。この制度の趣旨は、多くの方から意見をいただき、政策等をよりよいものにしていくというのが大前提でありますので、一つ一つ丁寧な説明を果たしていく姿勢が求められてくると思います。そのため、第7条において、提出された意見、考慮した結果、その理由について、

行政は公表すべきことを義務づけていますとの答弁。

また、パブリックコメントの結果、反対意見が多数出された場合の政策等の見直しはとの問いに、パブリックコメント制度は政策等の賛否を問うものではなく、反対意見に対しては考慮する必要はありますが、これを見直さなければならないとか、取り下げなければならないといったものではないとの答弁。

また、別の委員より、各年度のパブリックコメントの運用状況をまとめて公表というこの目的は何なのかとの問いに、公表の時期は毎年6月の公表を予定しています。その目的は、パブリックコメントについて、提出された意見の件数、期間、意見を反映した結果をまとめて公表することで、これまで個々に行っていたことを一つの部署でトータルで行うということになり、全体像が把握できるようになり、全般的な政策と市民の方に直接関係するような個々の計画等で提出される意見数が多い少ないがあるのか、意見募集の期間の短い長いによって提出意見の多い少ないがあるのかといったことを、PDCAを回しながら、足りないところがあれば改善をしていきたいとの答弁。

議案第53号 高浜市税条例の一部改正について、議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、工事監督者や水道の技術管理者を配置する理由と水道管理者の業務は何かとの問いに、布設工事監督者や水道技術管理者を配置するのは、水道法で、水道により正常にして豊富、低廉な水の供給を図ることを直接の目的として、公共衛生の向上と生活環境の改善等に寄与することを究極の目的としています。この目的を達成するために、工事の範囲や資格基準を水道法で規定し、布設及び管理を適正に行うために布設工事監督者や水道技術管理者を配置するものです。水道技術管理者の業務は、水道法の第19条第1項で、水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならないとしています。第2項に第1号から第8号までの事務が規定されており、水道技術管理者は、水質基準に適合した安全な水道水を供給するため、水質検査や配水池や配水場、配水管等の水道施設の管理、衛生上必要な措置などの技術上の業務に従事し、及びこれらの業務に従事するほかの職員を監督する責任者というものですとの答弁。

議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、現在、一本木駐車場の契約状況はとの問いに、10月現在の契約状況は53台中43台です。

また、一本木駐車場の廃止に当たって、駐車場を利用している契約者にはどのように周知をされたのかとの問いに、契約者に個別訪問で周知しているとの答弁。

議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、条例第4条第5号で、「地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を

講ずるものとする」とありますが、本市ではどのような措置を講じているのか、また、どのような措置を今後講じていこうというふうに考えているのかとの問いに、高浜市で行っている措置は、平成11年度から、工事で発生する掘削残土の有効利用を図り、専用のリサイクルプラントにおいて、残土に石灰系の固化剤を添加した改良土を使用し、埋め戻しを行っています。また、マンホールと管渠の接続部においては、平成3年度の下水道工事が始まった当時から可とう継手を使用しています。中越地震、東日本大震災、そういったものも踏まえて、関係機関と連絡を密にして情報収集をするとともに、最新の工法、対策を検討して対応していきますとの答弁。

議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、土木費、都市計画費の中の公園整備管理事業、修繕料500万円ですが、この時期に上げたということは積みもった修繕があるという理解でいいのか、また現状の管理状況はとの問いに、維持管理においては、枝打ち、草刈りは、まちづくり協議会やシルバーでやっています。大きな枝とか高木は業者に発注しています。遊具の点検は月に1回、目視ではなくて、一応その遊具をたたいたりしながらの点検です。何か支障があれば、その時点で一回遊具をとめるという状況になります。4月からの発注件数が53件で、その他突発的な工事でも発注し、今年度当初予算にあった800万円が11月現在で5万円の残ということで、今回の補正で500万円を上げさせていただいたとの答弁。

議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情では、反対意見として、高浜市では福祉医療制度において中学生の医療費の無料化の拡大をしてあるし、高齢者の方の一部の方ではありますが、市単独で医療費の負担も軽減しております。国保においても同じように減免措置制度も取り入れています。さらに拡充ということは、財政上の問題も含めて非常に難しいのではないかと意見でした。

また、別の委員より、社会保障と税の一体化改革関連法案につきまして撤回してくださいとありますが、日本は世界一少子高齢社会ということで、社会保障制度を維持していただけても毎年1兆円以上の自然増という中、財源を確保するためには消費税増税はやむを得ないのかと思っておりますので反対との意見。

賛成意見としては、大村県政は大手企業本位の政治をしようとしている。1社で100億円、立地促進設備投資という補助金をつくっています。福祉医療制度の金額はそれに比べればわずかなもので、県政の方向を変えれば十分やれます。消費税は上げないでほしいという意見にも賛成との意見でした。

陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情では、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう愛知県の福祉医療制度の現行水準を存

続との内容は、住民サービスが低下しないようにすることへの考え方であり、一定の理解を示すことができます。しかし、限られた財源の中で新たに体制を拡大することには、際限なく医療助成を実施していくことへの懸念があり、趣旨採択との意見。

また、別の委員より、福祉医療制度は県民の命や健康を守るため大変重要な制度であると認識をしており、ぜひ存続という方向で頑張っていたいただきたいと思います。しかし、大変厳しい県の財政状況も考慮して、趣旨採択との意見。

また、別の委員より、県民本位ではなく、大企業1社で100億円というような補助金制度をつくった状況であり、それから比べれば福祉医療制度のかかる費用は本当にわずかですし、十分やっているとしますので賛成との意見。

陳情第17号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情では、「官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保」とありますが、公的機関は公平性を重んじるので、「優先した」というのはどうか。趣旨はわかりますので趣旨採択との意見。

また、別の委員より、地域商工業の振興に対する支援体制というのはとても重要だと認識しておりますが、支援体制の拡充ということになると、財政的な面も考慮し、厳しいのかなと思いますので趣旨採択との意見。

また、別の委員より、商工会員を優先したということが公平性が必要ですので趣旨採択との意見。

陳情第18号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情では、「商工会事業運営に対する財政的な支援の維持、拡充について」の中で、商工会職員の人件費ということがうたっており、いかなものか。7番の発注のところ、公平性のことを考えると難しいが、趣旨は酌み取りたいので趣旨採択との意見。

また、別の委員より、道の駅を設置し、観光レクリエーション・休憩を兼ねた地域資源の販売、飲食ができる施設や、三州瓦工業など地域の特徴である工場を産業観光として工場見学できる観光コースを設けるなど、高浜市の将来性に夢のある事業ということで支援していくべきだと思いますが、拡充、拡充は今の財政面から厳しい面もあると判断して趣旨採択との意見。

また、別の委員より、1番のところと3番が問題だということと、7番で「市当局の公共工事発注・物品購入等における商工会員活用のお願について」、趣旨はわかりますが、公平性という問題があると考えますので反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施した案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第62号、第63号、第64号、第66号はいずれも挙手全員により原案可決。

陳情第11号は、挙手少数により不採択。

陳情第13号は、挙手多数により趣旨採択。

陳情第17号は、挙手全員により趣旨採択。

陳情第18号は、挙手多数により趣旨採択。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で委員会報告を終わります。

〔総務建設委員長 杉浦敏和 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、小嶋克文議員。

15番、小嶋克文議員。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 登壇〕

○福祉文教委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月14日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案6件、請願1件、陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、この条例を制定する理由・基準についてはとの問いに、平成25年3月31日までに条例で定めることと国の一括法の関係で定められている。条例の制定においては3つの基準が出ています。省令等を必ず遵守しなければならない事項、法令の標準を基準としつつ、合理的な範囲内で異なる内容を決めることが許容される標準という基準、また、地方自治体が十分参酌した結果として、地方の実情に応じて省令の内容と異なる内容を決める基準として、参酌すべき基準があるとの答弁でした。

他の委員より、参酌すべき基準というものがあれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるということですが、何か独自のものがあるのかとの問いに、愛知県の独自基準として、非常災害等の具体的な事例としての大規模な地震や風水害の例示、その際の市町村、他の社会福祉施設の相互支援、協力体制の事前整備の努力義務等を追加していますので、独自基準は設けていないとの答弁。

また、国の法令を今回は市町村が制定する形になるが、福祉にかかわる制度に関して国よりも厳しくすることによって公正な部分が保てるだとか、住民サービスにつながるということが想定される場合、何かそれを講ずることはできるのかとの問いに、例えば、施設等の整備の状況とか備品におきましては当面は国の省令どおりであるが、今後運営していく中で、高浜市の実情だとか入居者の方々の処遇面において、より便利な状況が出てくれば変更等をしていくつもりである

との答弁でした。

また、条例を制定するという事は高浜市の責任が問われるのではないかとの問いに、市独自の基準を設け国の省令等を変更することは、市町村の権限が重くなり、その責任を負うことになるとの答弁でした。

議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、質疑ありませんでした。

議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、委員より、法人である者ということが第3条に書かれているが、具体的にはどのようなところを考えているのかとの問いに、社会福祉法人とか医療法人などを想定しているとの答弁でした。

また、責任が重くなるという答弁が先ほどありましたが、資格審査とか更新に関する手続はどの問いに、一定の年数が経った段階で改めて更新の手続をとっていただくとの答弁でした。

議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、いきいき広場管理運営事業で光熱水費261万3,000円の増額補正について、同じく光熱水費において小学校204万3,000円、中学校60万5,000円の増額についての問いに、いきいき広場管理運営事業の増額は、本庁にあった電算室がいきいき広場に移転した分としておよそ190万円、子育て支援等の関係で家庭的保育とか高浜市子ども発達支援センターの利用もふえ、トータルで261万3,000円増額補正をした。また、学校関係においては、ことしの異常な暑さによるのが1番の理由。電気料金においては、空調の使用料が増したこと、ことし設置した扇風機も理由の一つであるとの答弁でした。

議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）については、質疑ありませんでした。

請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について、委員より、高齢加算の復活とか保護基準の引き下げをしないといった一辺倒の考えではなく、保護基準に関して根本から変えていく必要がある。よって反対。

他の委員より、憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。高齢加算を廃止した結果、人間らしい暮らしができなくなったと訴えられている。よって賛成。

また、他の委員より、年金の支給額より生活保護基準のほうが高い事実もあり、十分考える必要がある。よって反対との意見でした。

陳情第12号 社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、障がい者や障がい児の

施策拡充について、高浜市では、課税世帯の負担軽減を図る観点から、障害福祉サービスの利用者負担額等、地域生活支援事業の利用者負担額を合算して上限管理を行っていることから適切である。よって反対。

他の委員より、消費税増税、社会保障切り捨てにより、国民の不安と不信がますますかき立てられている。社会保障の施策を拡充することで市民の不安を取り除くことが大事、よって賛成との意見でした。

陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情について、委員より、増員だけでなく定着を促進するような施策、仕事を離れた方の職場復帰などの施策に重点を置くことが大事、よって反対。

他の委員より、手厚い看護を実現するためには抜本的に増員することが必要、よって賛成。

また、他の委員より、今の経済情勢から、大幅に増員することによる負担を考えると反対との意見でした。

陳情第15号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情について、委員より、介護職員の確保には処遇改善の加算の継続、拡充は必要。しかし、その費用をすべて国の負担とするのは極めて厳しいと思う。よって趣旨採択。

他の委員より、介護という事業自体が民間で運営できる姿に持っていくほうが基本的に望ましい形と考えている。国が一方的に支援していくことは無理があると考えている。よって反対。

他の委員より、国の全額負担で処遇を改善・継続して介護職員の不足を解消し、安心・安全な介護を実現することは市民にとって切実な願いである。よって賛成との意見。

陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情について、委員より、高浜市においても待機児童がふえてきているが、財政的に非常に厳しい状況でもあり、施設として幼保の中でうまく活用しながらやったほうが市にとってもメリットがあるし、家庭にとってもメリットがあると考え。よって反対。

他の委員より、本陳情は多くの問題点を抱えており、自治体では条例づくりなど膨大な事務が求められている。平成27年実施では、課題山積みで、見切り発車も懸念され、大混乱は必至。よって賛成との意見。

なお、本委員会におきましては、請願第1号について自由討議を実施いたしました。

採決の結果を申し上げます。

議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第65号、いずれも挙手全員により原案可決。

請願第1号、陳情第12号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、いずれも挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終了いたします。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願に対して、市政クラブを代表しまして反対討論をさせていただきます。

景気が低迷し、財政状況が厳しい中、年々生活保護費の受給者が増加しており、本年8月末では全国で213万人を超え、24年度の当初予算の生活保護費も3兆7,000億円と、4年前と比較しましても約1兆円の増加をしております。今後、生活保護費の受給者が増加するであろうと見込まれている中で、ほかにも医療費や高齢者などの社会保障費の増加も考えていかなければなりません。

もともと生活保護という制度は、この制度に助けられながらも自立を目指していただくことが目的であり、生活保護を受けたらそのまま受給者でいいという考えのものではないと思います。

現在の日本や地方自治体の財政状況、納税者の生活状況を見ましても、とても潤っている状況、だれもが裕福な暮らしをしているとは思えません。納税されている、支えている方々においても、この景気の低迷が続く中、少しでも出費を切り詰めて、必要なもの、不必要なものとしっかり考えて生活をしている状況だと思っております。

だれしもが生活費を切り詰めている中で、増加している受給者側が今までと同じようにサービスを受け続けるのであれば、生活保護という助け合いの仕組みはバランスを崩してしまうと思っております。老齢加算の復活や生活保護基準の引き下げはしない、全額国庫負担などという安直な考え方ではなく、支える側、支えられる側、両方の視点に立って、制度の抜本的な改革を望みます。

高浜市におきましても、生活保護受給者と面談し、相談を繰り返しながら、社会に復帰できる方には就労を促し、自立できている方がふえております。その結果が今回の補正予算においても見ることができました。本当に働けず、助けを必要としている人はだれなのか。けがや病気、さまざまな家庭環境における事情で、申しわけないという気持ちと、ありがとうという感謝の気持ち

ちで受給している方々の気持ちや立場を考えればこそ、むやみにばらまくという考えには至りませんので、この請願には反対させていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党市議団を代表して、請願第1号生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願の賛成討論を行います。

本請願は、名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館301号、愛知自治体キャラバン実行委員会、代表者森谷光夫さんから提出されたものです。

審査の過程で、市政クラブは、生活保護受給者が特に東日本大震災の被災地でふえていることなどから、国の財政上を考えると生活保護基準の引き下げをしないというような考え方ではなく、根本から変えていく必要があるから反対との意見でしたが、私ども日本共産党市議団は、憲法25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に照らしてみれば、被災地の生活保護受給者がふえることも当然の措置と考えます。

市民クラブは、年金の支給額よりも生活保護基準の支給額のほうが高いという事実があるからという理由で反対という意見もありましたが、年金制度が最低の生活水準に合っていないのが問題であって、最低賃金や社会保障の各種の制度の引き下げにつながることは市民の生活にも大きな影響を及ぼすことから、むしろ支給額を増額すべきと考えます。

また、市政クラブの別の委員から、請願項目（3）に生活保護の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすることと書いてありますが、市の負担があるから、これを軽減していく考えで、今の生活保護受給者を自立させる、就職させることにつながっているとの意見がありましたが、日本共産党は、国の国庫負担が100%であっても、ケースワーカーとの定期的な面談によって就職指導などできると考えます。

憲法25条の2、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に沿って考えるならば、国の責任において全額国庫負担することは当然のことと考えます。

よって、本陳情に賛成します。

失礼します。訂正をします。最後の「本陳情」を言ってしまったのは、「本請願」の間違いですので、訂正します。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しを得ましたので、市政クラブを代表して、陳情第11号、陳情

第12号に対して反対の立場にて討論させていただきます。

陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情についてですが、陳情事項の中に、福祉医療制度について、18歳年度末まで医療無料制度の実施について、平成22年1月より中学校を卒業（15歳）までの医療費無料制度を既に拡大していること、また、後期高齢者医療対象者の医療負担について、市単独で、ひとり暮らし高齢者で住民税非課税世帯に対し後期高齢者福祉医療費助成制度の対象として拡大しており、医療費の負担を軽減していること等を考えますと、これ以上の拡充には、財政等を考えますと反対であります。

また、陳情第12号 社会保障の施策拡充についての陳情にも反対をさせていただきます。

障がい者・障がい児対策の拡充についてですが、現状、個々の負担能力に応じた応能負担となっております。高浜市で課税世帯の負担軽減を図る観点から、障害福祉サービスの利用者負担額と地域生活支援事業の利用者負担額を合算して上限管理を行っていることから、適切であると考えております。

よって、この陳情にありますように、課税世帯も含めて利用料負担をなくすことには、単に自治体財政を圧迫するだけでありますので、反対であります。

財政については、根本的なところから考えないといけない時期に来ているとは思いますが、このように、ばらまきとも思えるような陳情に対しては、以上述べた理由にて反対であります。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第11号、第12号ともに、社会保障の施策拡充についての陳情に賛成の立場で、日本共産党市議団を代表して討論いたします。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3階301号、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者森谷光夫さんより提出された陳情で、その内容は、地域住民の命と健康、暮らしを守るために社会保障制度の施策を進めてくださいというものです。

委員会の審査の過程で、市政クラブは反対意見として、中学生の医療費の無料化だとか、高齢者の一部の方に市単独で医療費の負担もしているし、国保においても生活の困窮されている方には減免制度を取り入れていることを考えると、これ以上の拡充という部分については反対。予防接種について、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてくださいとあるが、高浜市は実施しているので反対。公明党は、少子高齢社会で、毎年1兆円以上の自然増という中、財源確保するためには消費税増税はやむを得ないと考えている。法案の中には、景気がよくならなければ引き上げは行わないとか、中小企業対策、低所得者対策なども増税先行ではないということと盛り込まれているので、この陳情には反対との意見でした。市民クラブは、マイナンバー制度は導入しないでくださいとあるが、私はマイナンバー制度には賛成

ですので、この陳情は反対との意見でした。

私ども日本共産党市議団は、今日、政府が憲法25条の解釈改憲として、社会保障制度の根幹にかかわる大改悪を進めようとしていること、また、愛知県は、子供や障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めていること、さらに、県は大企業本位の政治をしようとしている県政で、1件1社100億円に立地促進設備投資という制度をつくって進めています。特に、福祉医療制度に係る金額は、それから比べればわずかな金額で済むものと考えます。

消費税は弱い者泣かせの税制で、全国的な世論調査でも、今後景気にも左右するし、増税をしてほしくないという声が8割にもなると出ています。国会の状況と国民の声、意見とは乖離した状況にあります。消費税は引き上げをしないでほしいという意見にも賛同し、また、マイナンバー制度は総背番号制につながる制度で、国民の徴税をねらいとしていることから、よって、11号、12号の両陳情に賛成いたします。

また、陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について討論を行います。

愛知県は、県財政の悪化を理由に行革を進めるとして、重点改革プログラムの策定に向けた重点改革項目及び論点に福祉医療制度の見直しを含めました。福祉医療制度は長年にわたり県民に喜ばれている制度ですが、福祉医療制度の見直しが含まれたことで、子供や障害者医療、母子家庭等医療、高齢者医療が縮小する心配があり、これらの命と健康を支えてきた制度であり、存続・拡充することが求められています。

公明党は、重要な制度であると認識しているので存続の方向で頑張ってもらいたいですが、県の財政も厳しいものがあるので趣旨採択。市政クラブは、住民サービスが低下しないようにすることへの考えには理解をするが、新たに体制を拡大することには、際限なく医療助成を実施していくことへの懸念があり、趣旨採択との意見でした。

私ども日本共産党市議団は、大手企業に立地促進設備投資という産業振興の名目で1社で100億円の補助金を出す制度をつくるなど、県民本位であるべき愛知県が、丸ごと多国籍企業本位とも言えるべき大企業優遇を行っています。これを中止すれば、福祉医療の金額はわずかなもので、見直しは必要ありません。

また、県内でも過半数の自治体が意見書を提出する運びになっていると聞いています。愛知県が福祉医療制度を見直しすると、自治体にもその弊害が及んでいきます。ぜひ愛知県には、福祉医療制度を見直すことのないよう頑張ってもらいたいと考え、よって、愛知県に意見書を提出する本陳情に賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情、陳情第15号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情、陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情、以上3つの陳情に対し、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

陳情第14号については、医療・介護の現場で働かれている方々には、24時間体制での対応が求められ、過酷な職場環境でのお仕事に敬意を表します。

しかしながら、陳情項目の2点目に、医師・看護師、介護職員など大幅に増員することとあり、結婚、出産、育児など生活上の理由で退職される方も多く、その方たちが職場に定着するための活動が大切であり、次に、一度離職された方が職場に戻れる環境を整えることが求められるところでもあります。

少子高齢化により労働人口が減少していく社会の中で、各業種ともそれぞれの工夫を凝らし、雇用の安定と定着に向けた活動をされている中で、大幅増員に重点を置いている本陳情については反対とさせていただきます。

続きまして、陳情第15号については、日本の社会が超高齢化社会を迎えるに当たり、介護に対する需要がますます高まり、それを支える方々の処遇改善も必要であると考えています。

しかしながら、介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで政策的措置として実施していた介護職員処遇改善交付金の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして平成26年度までの間に限り創設されたところであり、平成27年度以降は介護報酬に反映されることは織り込み済みであります。

介護職員の根本的な処遇改善を実現するためには、一時的な財政措置に頼るばかりでなく、事業者の自主的な努力を前提とした上で、事業者にとって安定的・継続的な事業収入が見込まれる介護報酬において対応することが必要であると考えるので、本陳情については反対させていただきます。

最後に、陳情第16号の子ども・子育て関連3法は、幼児期に集団生活での教育・保育の総合的提供を可能とするため、認定こども園を改善するとともに、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付と、小規模保育等、市町村が地域の実情に応じて実施する事業に対する地域型保育給付を創設するほか、地域の子ども・子育て支援の充実を目的としたもので、女性の社会進出等により保育の需要が高まり、待機児童が増加傾向にある高浜市にとっても、新たな保育制度としてその実施に期待しているところでもあります。

特に、高浜市にとって、認定こども園法の一部改正により、幼稚園を幼保連携型の認定こども園に移行することが単一で可能となり、幼児教育と保育が一体化され、保育を必要とする園児も、保育を必要としない園児も、認定こども園で幼保一体サービスを受けることができるようになり、

高浜市の抱える保育園ニーズの高まりと幼稚園での定員割れの現状を財政状況も勘案して実施できるようにしてくるものと考えております。

この意見書にあるように、実施自治体の意見をよく聞いて進めることや、公立的施設についても財源保障の対象とすることには賛同できますが、新たな幼保連携型認定こども園等の施設が現行以上の基準で運営ができるようにすることに対しましては、認定こども園へのスムーズな移行を妨げるものであってはならないと考えておりますので、本陳情には反対とさせていただきます。

以上、陳情第14号から16号への反対討論とさせていただきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党市議団を代表して、陳情第14号、15号、16号について賛成討論をします。

初めに、陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情について、賛成討論を行います。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9番3号労働会館403号、愛知県医療介護福祉労働組合連合会、執行委員長西野ルミ子さんから提出されたものです。

審査の過程で、市政クラブは、看護師や介護師が定着を促進する施策、もしくは職場復帰できるように重点を置いていかなければいけない、仕事のバランスが崩れるという意味から反対との意見がありますが、日本共産党市議団は、1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上の労働環境を整えることで、定着もしくは復帰は可能になってくると考えます。こうした施策の実現を求めています。

医療の現場では、医療体制は3交代制と2交代制があり、2交代制の夜勤は午後4時半から翌朝の午前8時半までです。3交代制は午後4時半から翌日の午前1時までの準夜勤と、0時30分から午前9時までの深夜勤に分かれます。集中治療室の常勤看護師だった方は、明け方に眠ってしまい、患者の状態を伝える機器の警告で目覚めた、急変でなく支障はなかったが、患者に何かあったら大変と思い仕事をやめたということです。この方は2交代制で16時間以上の勤務をされていた方の例です。これでは医療を支える看護師は減る一方ではないでしょうか。介護職員も、命を預かるという点では同じと考えます。

また、諸外国と比べて、非常に少ない医療・介護従事者数を抜本的にふやすことで、夜勤交代労働者の時間数、労働時間の改善を求めていることは賛同できる内容です。

よって、本陳情に賛成します。

次に、陳情第15号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情の賛成討論を行います。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9番3号労働会館403号、愛知県医療介護福祉労働組合連合

会、執行委員長西野ルミ子さんから提出されたものです。

現在でも介護職員の賃金実態は全労働者平均の3分の2程度で、10万円以上も低い実態があるとしています。介護の仕事をしよと思う方でも、賃金が低くて生活がやっていけないと思えば離職につながります。

審査の過程で、公明党は、全額国の負担となると、年々増大する社会保障を考え、国の財政が厳しいから趣旨採択。市政クラブからは、介護事業自体が民間で運営できる姿に持っていくほうが望ましい形と考えます。国が一方的に支援を継続していくことは無理があると考え、反対との意見がありましたが、私ども日本共産党は、不要不急の大型公共事業を削ること、政党助成金、アメリカへの思いやり予算など中止すれば約3.5兆円、大金持ち、大企業の優遇税制をやめれば約10兆円の財源をつくることができます。

国の姿勢に問題があるのであって、市民にとって安心・安全の介護を実現するために国の責任で待遇改善することは、介護職員の増員にもつながると考えます。

よって、本陳情に賛成します。

次に、陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情の賛成討論を行います。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館308号、愛知保育団体連絡協議会、会長加藤哲雄さんから提出されたものです。

本陳情では、子ども・子育て関連3法案を拙速に進めないことを求めており、とりわけ就学前保育・教育に関して、現行の保育所や幼稚園の制度を大きく変えてしまう内容で、制度移行に伴う大混乱も予想され、その影響は大きいとしています。

審査の過程で、市政クラブは反対意見として、幼稚園のあきがあるから、幼保でうまく活用すれば待機児童の解消になる、子ども・子育て3法案を早く実現できるようにお願いしたいと考えているとの意見。また、市民クラブは、子ども・子育て3法案に賛成ですので反対との意見ですが、日本共産党市議団は、待機児は3歳未満児の方が多いと聞いていますが、このまま平成27年から本格実施となれば、3歳未満児の幼稚園での保育は設備的にも人的にも無理があり、当市においても混乱は免れないと考えます。さらに、給食の施設を整備しなければならないなど、課題は山積みです。

また、厚生労働省の21世紀出生児縦断調査によれば、保育所などを利用していないが利用したいと考えている割合は16.3%、このうち、利用したい保育サービスとして認可保育所（公立）と答えたのは74.5%、以下、認可保育所（私立）42.1%、自治体独自の保育施設18.5%と続いています。これは複数回答であります。

民自公3党が進めた子ども・子育て新システムは、認可保育所を整備するのではなく、民間任せで認可外施設がふえればよいというものです。それでは保育所利用を望む母親の要望にこたえ

られないと考えます。

よって、本陳情に賛成します。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（北川広人） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時7分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

陳情第13号、陳情第15号、陳情第17号、陳情第18号の審査の過程におきまして趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、陳情第13号、第15号、第17号、第18号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いをいたします。

請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第13号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第17号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、陳情第17号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第18号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。よって、陳情第18号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（北川広人） 日程第2 議案第67号 高浜市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、鈴木勝彦議員。

[10番 鈴木勝彦 登壇]

○10番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議案第67号 高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この案は、地方自治法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うためであり、主な改正概要は、まず、地方自治法の一部改正に伴い、公聴会の開催、参考人の招致が従来、委員会では可能であったものが本会議においても実施可能となったことから、所要の規定の整備をするものであります。

その規定内容ですが、第1章中に第9節として、公聴会及び参考人に関する規定を第75条の2から第75条の8として新たに7条文を追加いたしております。

第75条の2は公聴会開催の手続について、第75条の3は意見を述べようとする者の申出、第75条の4は公述人の決定、第75条の5は公述人の発言、第75条の6は議員と公述人の質疑、第75条の7は代理人又は文書による意見の陳述、第75条の8は参考人についておのおの規定しています。

なお、第9節として公聴会及び参考人に関する規定の追加に伴い、現行の第9節会議録は第10節と改正しております。

次に、第16条及び第96条第2項については、法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

次に、そのほかに、本市の現状に合わせるということで、第8条第1項では、会議時間は午前9時からとなっているものを午前10時からと改正するもので、また、第76条第2項の改正は、標準市議会会議規則に基づく速記法を残しつつ、現状に合わせて、録音機による録音その他の方法による記録と改正するものであります。

なお、附則で、この規則は公布の日から施行することといたします。

以上であります。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号 高浜市議会会議規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人） 日程第3 議案第68号 高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議案第68号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うためであり、主な改正概要は、地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任方法、在任期間等、これまで法で定められていた事項で条例に委任されたものについて、所要の規定の整備をするものであります。

その規定内容ですが、常任委員会の所属に関して、第2条第1項を追加し、議員はいずれか1の常任委員となるものとし、特別委員会委員の在任期間に関して、第6条第3項を追加し、特別委員は特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するとし、また、委員の選任に関して、第8条第2項を追加し、議長は委員の選任事由が生じたときは速やかに選任すると規定しております。

なお、附則で、この条例は地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとします。

以上であります。

〔10番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人） 日程第4 意見案第8号 自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書（案）について提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書（案）

高浜市の産業・雇用の基盤を支える自動車産業は、東日本大震災以前から続く円高によって、輸出で利益を確保することが難しくなるとともに、国内市場も縮小が続き、極めて厳しい環境に置かれている。

平成24年度税制改正において実現した自動車重量税の軽減及びエコカー減税の継続・拡充や、エコカー補助金の復活といった当面の措置によって、生産は持ち直し、雇用の改善も見られたが、エコカー補助金が終了し、円高基調が続く中で、自動車産業の先行きは非常に不確実性が高まっている。

自動車には取得・保有・走行時にそれぞれ何種類もの税が課せられ、特に、自動車取得税及び自動車重量税は道路特定財源の廃止によって、その課税根拠を失っていること、また、消費税と自動車取得税が二重に課税されていることなど、多くの矛盾を抱え、自動車ユーザーに過重な負担を強いている。

こうした中、去る6月15日の三党の協議において、自動車取得税及び自動車重量税については、

「消費税率の8パーセントの引き上げ時までには結論を得る」ことが合意され、縮小・低迷が続く国内自動車市場に歯止めをかけ、日本のモノづくりを支えてきた産業基盤を今こそ立て直さなければ、海外への生産シフトは一層進み、深刻な雇用問題を引き起こしかねないことから、平成25年度税制改正において、自動車関係諸税における構造的な税体系の見直しが必要とされる場所である。

よって、国におかれては、国内自動車市場の縮小・低迷に歯止めをかけ、産業の空洞化や雇用の喪失を防止するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 市町村を始めとする地方への代替財源を確保して、自動車取得税及び自動車重量税を廃止すること。
2. 自動車税における環境適応車への優遇措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。高浜市議会。

全議員の皆さんの御賛同をもって、心からお願い申し上げます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣でございます。

どうか御賛同をよろしくお願いいたします

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第8号 自動車関係諸税の抜本の見直しについての意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、意見案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第5 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

議会改革特別委員長、幸前信雄議員。

6番、幸前信雄議員。

〔議会改革特別委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会改革特別委員長（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

去る平成24年5月16日に開催された第2回高浜市議会臨時会で新たに選任された8名の委員により、活動を開始いたしました。第15回議会改革特別委員会を6月8日、委員8名全員出席のもと開催し、本日まで10回の委員会を開催しております。途中より、磯田委員の御逝去により7名の委員での活動になったことをあわせて報告させていただきます。

高浜市議会基本条例の前文の理念に基づき、市民に開かれた議会を目指して議論を重ねてまいりました。現在までにその成果として決定されたことを御報告させていただきます。

高浜市議会報告会が5月12日に開催されたことを受けて、以降の議会報告会開催要領としてまとめさせていただいております。

1点目に、議会報告会の運営について。

開催は原則年2回、3月及び9月定例会終了後とする。ただし、必要な場合は随時開催とする。参加者の発言は、最初に町名、氏名を述べていただく。報告内容以外の質疑等は原則として受けない。議会報告会であるので、議員個人の見解、意見等を述べない。

2点目に、議会報告会の内容といたしましては、報告会はおおむね2時間程度とする。各委員会からの報告の後、質疑応答の時間を設ける。閉会后、意見交換会を開催する場合がある。

3点目に、議会報告会の市民への周知方法といたしまして、市議会だより「ぴいぷる」及び市議会ホームページに掲載していく。市役所、公民館等主要な公の施設に開催チラシを配備する。

4点目に、議会報告会の結果報告としては、議会報告会のまとめ、アンケート集計結果等を整理し、市民に公表する。公表の方法は、市議会だより「ぴいぷる」及び市議会ホームページに掲載する。

5点目に、その他といたしまして、意見交換会については、テーマは議会改革特別委員会で決定する。将来的には市民提案も選定対象とする。テーマ以外の質問、意見、要望は原則として受けない。

以上の内容を委員会で確認の上、10月21日に議会報告会を開催させていただきました。

また、12月定例会より、各議員の一般質問の質問事項を速やかにホームページに公開し、より

多くの市民の方に議会の傍聴に来ていただけるように変更させていただいております。

次回の議会報告会につきましては、平成25年5月11日午後6時より、高浜市立中央公民館3階大会議室において実施させていただくことを予定しております。

以上が、現在までに議論され、決定された事項であります。

なお、議論の経過の概要は、議会事務局に委員会記録がございますのでごらんください。

以上で議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長（北川広人） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。  
市長、あいさつ。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成24年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月4日から本日21日までの18日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました承認1件、議案16件につきまして、慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御承認あるいは御可決を賜りまして、まことにありがとうございます。議員提案に係ります議案につきましても円滑なる御審議を賜り、お礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

29年ぶりの師走選挙で、議員各位には大変慌ただしい年の瀬であったと存じます。

ことし1年を振り返りますと、消費税増税や領土問題、原発の再稼働問題など、国民に関心の高い出来事が相次いだ年でございました。

また、国内景気に関しまして、内閣府は先月、デフレの継続と景気後退局面に入った可能性が高いとする判断をまとめるとともに、12月の日銀短観におきましても、領土問題に端を発した日中関係の悪化による輸出の落ち込みなどから、景況感の悪化がうたわれております。

このように、内政や外交で懸案が山積する中、さきの衆院選では自民党が躍進し、民主党にかわって新たな政権が誕生いたしますが、前政権下での与野党対立のために、特例公債法案の国会審議が滞り、市民生活や地方財政に大きな影響を与えたことに象徴される政治不況の打開、継続するデフレから脱却、経済再生など、新政権のかじ取りが注目されるところでございます。

以上、申し述べましたが、厳しい国の財政状況が地方財政にも大きな影響を与えております。

そのようなときにこそ、地方が自覚を持って地域自治を推し進めることが一層重要となってまいります。

本定例会におきましては、住民自治の基本に立ち返ったまちづくりを推し進めるため、自治基本条例に関する条例案を本日御可決いただいたわけですが、住民参画の充実を図り、住民自治の推進に努めてまいる所存でございます。

終わりになりますが、本年も残すところあとわずかになりました。間近に迎えます新しい年が、高浜市にとりまして、また皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（北川広人） 以上をもって、平成24年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る12月4日開会以来、本日まで、議員各位には終始御熱心に御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

本日、ここにその全案件を議了いたしまして、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

皆様方には、大変寒くなりました。お体を十分に御自愛いただきまして、御多幸な新年をお迎えてくださいますことを御祈念申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時37分閉会

---